



あま市役所

開庁時間
午前8時30分～午後5時15分
土・日曜・祝日 閉庁日

**障がい福祉課に
手話通訳者を
配置しています**

火曜日 午前9時～正午
木曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
※上記以外の曜日のご利用につきましては、お問い合わせください。

問合先 障がい福祉課
☎485・5980 FAX444・1074

✉shogai@city.ama.lg.jp



子育て



**子育て応援！
ファミリー・サポート・センター
頼会員を募集します！**

子育てのお手伝い（お子さんの送迎・一時預かり）をしてほしい方、地域の方にお願ひしてみませんか？登録説明会への参加が必要です。都合がつかない場合は事務局へお電話ください。

登録説明会
日時 3月18日(月)

午前10時～11時30分
美和公民館

対象 生後4か月から小学校6年生までのお子さんがいるあま市、大治町内在住、または在勤の方

※妊婦さん、または生後4か月未満のお子さんをお持ちの方も仮登録可能。事務局へお問い合わせください。

定員 10人

申込 説明会の3日前までに電話、またはメールでお申し込みください。


※説明会の無料託児有り。（4か月から未就学児まで、要予約、定員有り）託児をご希望の方は開催日8日前までに申し込みが必要です。

メール申込 件名「説明会申込み」、本文に「氏名、電話番号、参加日、託児の有無（有は名前、よみがな、生年月日）」を記入して送信してください。

問合先 あまっ子はるっ子ふあみさぽセンター事務局（七宝公民館1階）

※日・月曜・祝日休み
☎462・0150
FAX 462・0160

✉ama-harufamisapo@clovernet.ne.jp



放課後子ども教室の申込みについて

令和6年度の申込みを受け付けます。なお、令和5年度に登録された方も再度手続きが必要です。

実施日・時間 5月から令和7年2月までの月曜日のうち、年13回（午後3時～5時）

対象 七宝・宝・伊福・秋竹・美和・正則・篠田・美和東・甚目寺・甚目寺南・甚目寺東・甚目寺西小学校に在籍する児童（令和6年4月以降の小学1年生から6年生）

内容 地域の方々や保護者の参画を得て、放課後に工作やレクリエーション等のプログラムを行います。また、異学年との交流、地域の方々との触れ合い、体験活動等を行います。

定員 各校50人

参加費 年額3,000円（傷害保険料や活動での教材費分）

児童の帰宅方法 保護者、またはそれに代わる大人による徒歩か自転車のお迎えが必要です。

※放課後児童クラブ登録者（春休み・夏休み・冬休みのみ登録の方は除く）は申込みできません。

申込みについては左記のとおり

受付場所 七宝公民館、美和公民館、甚目寺公民館、生涯学習課（市役所

2階）

受付期間 3月5日(火)から22日(金)までの午前8時30分から午後5時15分（各施設の休館日（七宝・甚目寺公民館は月曜日、美和公民館は木曜日、市役所は土・日曜日）を除きます）

申込み方法
受付場所にて登録申請書をご記入のうえ、「提出ください」。

電子申請の場合
受付後、登録申請書を送付させていただきます。届きましたら、後日提出をお願いします。


※電子申請での申込みは「こちらから」
https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-ama-aichi-u/offer/offerlist_detail?tempseq=89868

定員を超えた場合
先着順とさせていただきます。電子申請も同様です。

4月中旬に登録説明会を開催予定です。

※登録説明会の詳細は、広報あま4月号にてお知らせします。

問合先 生涯学習課
☎485・6070
FAX 443・8210



七宝公民館(月曜日を除く)

☎4444・2511

FAX 4444・2512

募集



スポーツ推進委員募集

活動内容

- ・スポーツ推進における事業の実施(年6回程度)
- ・スポーツ組織の育成及び拡充
- ・関係機関の行うスポーツ事業への協力
- ・スポーツの実技指導

※月に1度の会議有

勤務形態 非常勤(あま市特別職)

- ・任期2年、ただし再任を妨げません。
- 報酬額 年額42,000円

応募資格

- ・あま市に住民登録がある方
- ・新任者は令和6年4月1日現在、20歳以上65歳未満の方
- ・スポーツに深い関心と理解があり、職務を行うのに必要な熱意のある方

・スポーツができる体力のある方

募集人数 若干名

募集期限 3月22日(金)まで

申込方法

- ・申込書をご記入のうえ、七宝・甚目寺総合体育館(月曜休館、美和公民館(木曜休館)、スポーツ課(土・日曜・祝日閉庁)に提出してください。
- ※申込書提出後、面接のうえ決定します。

問合先

七宝総合体育館

☎441・5001

FAX 442・5177

保育園会計年度任用職員(保育士)募集

業務内容

保育補助業務

賃金 市の規定に基づき支給

※通勤手当は距離に応じて支給

勤務地 市立保育園

勤務時間 午前7時30分～午後7時

(うち7時間以内勤務、休憩1時間有)、週3～5日(月曜日～土曜日)

応募資格 保育士資格を有する方

提出書類 履歴書(写真貼付)、資格の写し

※後日依頼のときに健康診断書

保育園会計年度任用職員(准看護師)または看護師募集

業務内容 保育補助業務

賃金 市の規定に基づき支給

※通勤手当は距離に応じて支給

勤務地 市立保育園

勤務時間 午前8時～午後4時30分

(うち7時間以内勤務、休憩1時間有)、週3～5日(月～土曜日)

応募資格 准看護師または看護師免許を有する方

提出書類 履歴書(写真貼付)、資格の写し

※後日依頼のときに健康診断書

提出先 保育課

※書類提出後、面接のうえ決定します。

問合先 保育課

☎485・5988

FAX 443・2571

パートタイム会計年度任用職員(放課後児童支援員・補助員)募集

業務内容 児童クラブ運営業務

勤務地 市立放課後児童クラブ実施施設15か所

勤務時間 午後2時30分頃～7時

※土曜日、学校休業日等は午前7時30分～午後7時(うち6時間程度・交代制)、週3～4日

応募資格 放課後児童支援員については、放課後児童支援員認定資格、保育士、幼稚園・小中学校教諭・社会福祉士の資格を有する方

補助員については特になし

賃金 市の規定に基づき支給

※通勤手当は距離に応じて支給

提出書類 履歴書(写真貼付)、資格証の写し

※書類提出後、面接のうえ決定します。

問合先

七宝地区 七宝児童館

☎FAX 442・2550

美和地区 美和児童館

☎FAX 443・5454

甚目寺地区 甚目寺北児童館

☎445・1367

FAX 445・0346

ワークショップの講師を募集します

内容 令和7年に、美和文化会館は30周年を迎えます。そこで、令和7年4月からのカルチャー教室をリニューアルします。市民が楽しめるもの(音楽、クラフト、ダンスなど)であればジャンルは問いませんが、多目的ホール、アトススペースMで実施が可能なものとさせていただきます。

日程調整 講師依頼をさせていただく場合は内容や参加対象者により開催時期を決定し、日程を調整して行います。

応募資格 プロ・アマチュアを問わず、ワークショップを実施した経

験がある方

募集人数 若干名

募集期限 3月22日(金)まで

申込方法

募集期間 3月22日(金)まで

申込方法

募集期間 3月22日(金)まで

申込方法

募集期間 3月22日(金)まで

申込方法

募集期間 3月22日(金)まで

験をお持ちの方

申込 4月30日(火)までに専用フォームに記載のうえ、美和文化会館窓口またはメール・FAXでお申し込みください。(月曜日は除く)

問合せ先 美和文化会館

☎449・1114

FAX 443・7496

戸籍



マイナポータルからオンラインで転出届を提出できるようになりました

引越す際に手続きが必要な転出届は、マイナポータルからオンラインでも届出が可能です。このサービスを利用する方は、来庁での転出届の提出が原則不要となります。

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引越しをする方がご利用いただけます。ご自身単身での引越しの他、ご自身と同一世帯員、ご自身以外の世帯員の方の引越しでも利用可能です。詳しくは、デジタル庁ウェブサイトをご覧ください。

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途、転入先市区

町村の窓口で転入届等の手続きが必要で

※転出に伴い必要な手続きについては、各担当課にお問い合わせください。

※デジタル庁ウェブサイト(政策ページ)

Web https://www.digital.go.jp/policies/moving_onestop_service/

問合せ先 市民課

☎444・3167

FAX 443・3555



住民票の写し等の第三者交付にか

る「本人通知制度のご案内」
不正請求や不正取得による個人の権利の侵害防止を図ることを目的として、本人通知制度を実施しています。

事前登録した本人の住民票の写し、戸籍謄本などを本人の代理人や第三者による請求に基づいて交付したとき、登録した本人に交付した事実をお知らせする制度です。(なお、国または地方公共団体の機関からの請求は通知の対象外です)また、証明書を交付した第三者などの個人に関する情報は通知されません。

登録窓口 市民課

登録できる方

・市に住民登録されている方、または、住民登録されていた方(平成26年6月19日以前に転出された方は登録できません)

・市に本籍がある方、または、本籍が過去にあった方

※死亡された方は対象となりません。

登録に必要なもの

①登録する本人がお越しになる場合
本人確認書類(運転免許証、旅券、マイナンバーカードなど)が必要です。

②代理人がお越しになる場合
委任状と代理人本人確認書類、登録希望者の本人確認書類(コピー)が必要です。

③法定代理人がお越しになる場合
戸籍謄本など関係を証明する書類と法定代理人の本人確認書類が必要で

問合せ先 市民課

☎444・3167

FAX 443・3555

福祉



赤十字奉仕団員募集

あま市赤十字奉仕団は、災害救護に関する炊き出し等の訓練や救急法

等の各種講習会の実施など、地域において赤十字の活動を支えるボランティア団体として活躍しています。

赤十字ボランティアに興味のある方は、問合せ先までご連絡ください。

問合せ先 日本赤十字社愛知県支部あま市地区事務局(社会福祉課内)

☎444・3135

FAX 444・1074

心身障害者扶助料支給日のご案内

3月は、あま市中心身障害者扶助料の支給月です。(振込予定日は3月25日(月))

なお、特別養護老人ホームなどの施設入所や介護入院をされますと扶助料が受けられなくなります。返還が生じることがありますので、お早めに届け出てください。

問合せ先 障がい福祉課

☎485・5980

FAX 444・1074

自立支援医療制度について

自立支援医療制度は、心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

更生医療

身体障害者手帳をお持ちの方で、

障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実な効果が期待できる18歳以上の方が対象です。

※更生医療の対象となるには、お持ちの身体障害者手帳に記載されている障がい(部位)に対する医療であることが必要となります。

育成医療

身体に障がいのある児童、またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童で、その障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実な効果が期待できる18歳未満の方が対象です。

精神通院医療

精神疾患(てんかんを含む)のある方で、通院による精神医療を継続的に必要とする状態にある方が対象です。

各制度について

- ※自立支援医療は、都道府県知事等の定める指定医療機関以外の医療機関では受けることができません。
- ※対象となる治療を受ける前に支給認定申請を行う必要があります。
- ※一定所得以上の方は、対象外となる場合があります。
- ※詳細については、担当課までお問い合わせください。

問合せ 障がい福祉課

☎4855・5980

FAX 444・1074

税

軽自動車についてのお知らせ

軽自動車の名義変更及び廃車の届出について

毎年3月は軽自動車税(種別割)申告などの関係から、軽自動車の名義変更、廃車の届出が集中し、窓口が大変混雑します。

このため、名義変更及び廃車の届出は3月中旬頃までに済ませていただきますようお願いいたします。

名義変更、廃車などの手続きについては、軽自動車検査協会のウェブサイト(<https://www.keikenkyo.or.jp>)からもご覧いただけます。

※軽自動車検査協会
ウェブサイトを
二次元コード



軽自動車の車検証が電子化されます

令和6年1月より軽自動車の自動車検査証が電子化されます。車検証にICチップが内蔵され、電子化された車検証の情報が格納され、電子化に合わせ車検証の大きさがA4サイズからA6サイズに小型化されます。

す。

また、電子車検証に格納された情報は、「専用アプリ」車検証閲覧アプリ」で車検の有効期間などが確認できるようになります。

※専用アプリをインストールすることにより、車検時期のお知らせやリコールのお知らせなどをお持ちのスマートフォンなどに通知することが出来ます。



※車検証閲覧アプリ
二次元コード

問合せ 軽自動車検査協会(コールセンター)

愛知主管事務所
☎050・3816・1770

豊橋支所
☎050・3816・1771

三河支所
☎050・3816・1772

小牧支所
☎050・3816・1773

保険・年金



産前産後期間の国民健康保険税免除制度が始まりました

令和6年1月から、出産予定のある、または出産した国民健康保険の

被保険者に係る国民健康保険税の免除制度が始まりました。

●対象者

令和5年11月以降に出産予定のある、または出産した国民健康保険の被保険者

※「出産」とは妊娠85日(4か月)以上の分娩をいい、早産、死産、流産及び人工妊娠中絶を含みます。

●産前産後期間

出産予定日、または出産日の属する月の前月から翌々月までの4か月間(多胎妊娠の場合は、3か月前からの6か月間)

※令和5年12月以前は、産前産後期間に含まれません。

●免除される国民健康保険税

対象者に係る産前産後期間分の所得割及び均等割

●届出時期

出産予定日の6か月前から届出できます。

●届出に必要なもの

- ①届出をされる方の本人確認ができるもの
 - ②母子健康手帳(出産予定日の記載があるもの)
- 詳細についてはお問い合わせください。

問合せ 保険医療課

☎ 444・3168
FAX 443・3555

国民健康保険被保険者証の更新について

令和6年4月1日(月)以降に使用していた被保険者証を、令和6年3月上旬に送付します。簡易書留郵便のため、郵便局員からの手渡しとなります。不在の場合は不在連絡票が投函されますので、再配達等により受け取りの手続きをしてください。有効期限の切れた被保険者証は、使用できないよう破棄するか、保険医療課にお返しください。

問合先 保険医療課

☎ 444・3168

FAX 443・3555

年金相談『相談無料・事前予約制』年金に対する疑問にお答えします

中村年金事務所の職員による年金相談を開催します。

相談は**予約制**となりますので、保険医療課へ事前にご予約をお願いします。

なお、相談内容が相談者以外のものである場合は、親子や夫婦など親族に関する相談であっても、ご本人の委任状が必要になります。

日時 3月26日(火) 午前10時～正午、午後1時～3時

場所 市役所

予約受付枠 最大8枠

相談内容により相談時間が変動しますので、対応できる件数に達しましたら予約を締め切ります。

予約受付期間 3月1日(金)～8日(金)

午前8時30分～午後5時15分

(土・日曜日を除く)

予約方法 電話または保険医療課窓口にて受付

※予約確定した方には、相談開始時間や持ち物等を、別途ご案内します。

問合先 保険医療課

☎ 444・3168

FAX 443・3555



寄附

寄附のお礼

市外の方

人権ふれあいセンターでのハンセン病啓発に役立てるためハンセン病関連書籍41冊

市民の方

障がい福祉のために現金2万円

ご厚意ありがとうございました。

問合先 財政課

☎ 444・1714

FAX 444・0982

健康

日本脳炎予防接種の積極的勧奨について

平成19年4月1日以前に生まれた20歳未満の方は、平成17年度から平成21年度にかけての予防接種の積極的勧奨の差し控えにより1期(1・2回目・追加)、2期の4回の接種が終了していない場合があります。

まだ終了していない方で接種を希望される方は定期の予防接種(公費負担)として受けることができます。

接種方法は次のとおりです。

接種回数および間隔

○1期初回(1回目・2回目)：1回目の接種から数えて6日～28日以内に2回目を接種

○1期追加(3回目)：1期初回終了後、おおむね1年後に1回接種

○2期(4回目)：1期終了後おおむね5年をおいて接種

※過去の接種歴によつて接種回数、間隔が異なります。不明な点はお問い合わせください。

接種期限

20歳の誕生日の前日まで

接種方法

指定医療機関に予約のうえ、接種してください。(指定医療機関は公式ウェブサイトをご覧ください)保健センターへお問い合わせください。

その他

予診票がお手元ない方は保健センターで交付します。母子健康手帳を持参してください。

問合先 健康推進課

甚目寺保健センター

☎ 443・0005

FAX 443・5461